（障害による退職年金の停止の解除の申請）

第四十六条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

（退職年金の額の改定の請求）

第四十七条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

（支給停止解除の申請）

第四十九条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

（支給停止解除の申請）

第五十四条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～六　（略）

（障害の程度が変わったときの改定の請求）

第五十六条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

（障害年金の額の改定の請求）

第五十七条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

（遺族年金に係る転給の申請）

第六十四条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　所在不明である受給権者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～七　（略）

（障害による退職年金の停止の解除の申請）

第四十六条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

（退職年金の額の改定の請求）

第四十七条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

（支給停止解除の申請）

第四十九条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

（支給停止解除の申請）

第五十四条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～六　（略）

（障害の程度が変わったときの改定の請求）

第五十六条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

（障害年金の額の改定の請求）

第五十七条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

（遺族年金に係る転給の申請）

第六十四条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　所在不明である受給権者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～七　（略）